

第 1 回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

平成 2 9 年 3 月 3 日提出

件数 5 5 件

【内訳】議案 5 4 件 (条例関係 1 5 件、予算関係 3 1 件、その他 8 件)
報告 1 件

議案の要旨

条例関係

議案第 1 号	南相馬市行政嘱託員の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定について
---------	------------------------------------

【趣旨】

行政嘱託員の報酬を引き上げるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正内容

(1) 報酬引上げの理由

震災以降、行政嘱託員の業務量が増加しており、また行政嘱託員の担い手不足を解消するため、行政嘱託員の報酬（均等割額）を引き上げるもの。

行政嘱託員の業務：広報紙等の配布、市と市民との間の連絡等の伝達、市が行う調査の取りまとめ、募金等の協力など

(2) 引上げの内容

改正後	改正前
均等割額（月額）22,000円	均等割額（月額）20,000円
世帯割額（月額）世帯数×70円	世帯割額（月額）世帯数×70円

2 施行日 平成 2 9 年 4 月 1 日

議案第 2 号	南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について
---------	--

【趣旨】

南相馬市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部改正に伴い、条例第 4 条に規定する当該要綱に係る事務の文言を整理するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

この条例は、番号法第9条第2項の規定に基づき、法定事務に準じた事務のうち、マイナンバーを利用することができる事務（独自利用事務）を定めている。

条例の別表第2に掲げる独自利用事務のうち、次の事務の要綱改正に伴い、文言を整理するもの。

個人番号の独自利用を予定する事務	
改正後	改正前
南相馬市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱によるひとり親家庭の親又は児童に対する受講終了時給付金及び合格時給付金の支給に関する事務	南相馬市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱によるひとり親家庭の母又は父に対する受講終了時給付金及び合格時給付金の支給に関する事務

【要綱改正の内容】

南相馬市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の対象者は、改正前「ひとり親家庭の母又は父」であったが、ひとり親家庭の児童の進学率が一般家庭に比べて低い等の課題があることから、支援の対象者に「児童」を加え、文言を整理したもの。

2 施行日 公布の日

議案第3号 南相馬市職員定数条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

市立総合病院の医療看護体制の強化に向けた職員数を確保するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 職員の定数の改正

区 分		第3条（職員の定数） 1		附則第2項（職員の定数の特例） 2	
		改正後	改正前	改正後	改正前
市長の 補助機 関	一般職員	450人	450人	550人	550人
	市立病院	325人	266人	325人	266人
	水道事業	22人	22人	22人	22人
議会事務局		7人	7人	7人	7人
教育委員会		200人	200人	200人	200人
選挙管理委員会		2人	2人	2人	2人
監査委員事務局		4人	4人	4人	4人
農業委員会		6人	6人	6人	6人
合 計		1,016人	957人	1,116人	1,057人

1 通常ベースの職員定数

2 復旧・復興業務に対応するための職員定数

2 施行日 平成29年4月1日

議案第4号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
--------------	---

【趣旨】

南相馬市高齢者等に対する肉用雌牛貸付条例の廃止に伴い、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

南相馬市高齢者等に対する肉用雌牛貸付条例の廃止に伴い、同条例に規定する南相馬市高齢者等肉用雌牛貸付審査委員会を廃止するため、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に規定している同委員会委員の報酬を削るもの。

2 施行日 平成29年4月1日

議案第5号	地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
--------------	--

【趣旨】

地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

(1) 南相馬市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正関係

介護のため正規の勤務時間以外の勤務の制限(第8条の4関係)

対象家族1人につき、介護の必要がなくなるまで、超過勤務の免除が受けられる制度を新設するもの。

介護対象家族の範囲拡大(第15条関係)

介護の対象家族はこれまで、父母、子、配偶者の父母並びに同居し、扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫であったが、同居・扶養していない祖父母、兄弟姉妹及び孫を追加するもの。

(2) 南相馬市職員の育児休業等に関する条例の一部改正関係

育児休業をすることができない職員の区分(第2条関係)

法改正により非常勤職員に育児休業が認められたことから、任用状況によ

り育児休業をすることができない職員として、「短時間勤務職員」及び「一定の要件を満たす非常勤職員以外の非常勤職員」を追加するもの。

育児休業等の対象となる子の範囲拡大（第2条の2関係）

育児休業等が取得できる対象に、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等を追加するもの。

非常勤職員が育児休業をすることができる期間（第2条の3関係）

非常勤職員に育児休業が認められたことから、次の育児休業の期間を定めるもの。

ア イ及びウ以外の場合・・・子の出生の日から1歳到達日まで

イ 配偶者が子の1歳到達日以前に育児休業している場合・・・子の出生の日から1歳2月に達する日まで（最長1年間）

ウ 1歳から1歳6月に達する子を養育するため、次のいずれにも該当する非常勤職員が1歳到達日の翌日から育児休業しようとする場合

- | | |
|-----------------------------------|---------------------------|
| ・非常勤職員又は配偶者が子の1歳到達日に育児休業をしようとする場合 | } 子の1歳到達日の翌日から1歳6月に達する日まで |
| ・子の1歳到達日に育児休業をすることが特に必要と認める場合 | |

非常勤職員に対する部分休業の承認（第22条関係）

非常勤職員に対する部分休業の承認について、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うことを規定するもの。

2 施行日 公布の日

議案第6号	南相馬市職員の退職手当に関する条例並びに南相馬市水道事業及び工業用水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
-------	---

【趣旨】

雇用保険法の改正に伴い、失業者の退職手当に関し、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

以下、南相馬市職員の退職手当に関する条例を「退職条例」、南相馬市水道事業及び工業用水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例を「給与種類等条例」という。

1 改正の概要

(1) 雇用保険の適用対象の拡大等（退職条例第11条第5項・給与種類等条例第17条第4項関係）

雇用保険法改正により65歳に達した日以後に新たに雇用される者に対し、雇用保険が適用されることから、条例を同法の規定に合わせるもの。

改正後	改正前
65歳に達した日以後に新たに雇用される者にも雇用保険を適用することとし、65歳以上の被保険者は「高年齢被保険者」とするもの。	65歳に達した日以後に新たに雇用される者は、雇用保険の適用が除外され、同一の事業主の適用事業に65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されているものについては「高年齢継続被保険者」として雇用保険を適用。

(2) 広域求職活動費の改正（退職条例第11条第1項・給与種類等条例第17条第6項関係）

雇用保険法改正により「広域求職活動費」の名称を「求職活動支援費」に改め、受給資格者等が求職活動に伴い、次のいずれかに該当する行為をする場合において、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従って必要と認めたとときに支給するもの。

公共職業安定所の紹介による広範囲の地域にわたる求職活動

公共職業安定所の職業指導に従って行う職業に関する教育訓練の受講その他の活動

求職活動を容易にするための役務の利用

広域求職活動費とは、受給資格者等が公共職業安定所の紹介により遠隔地の求職活動をする場合に交通費等を支給するもの。

2 施行日 公布の日

議案第7号 南相馬市税条例等の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の改正に伴い、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

平成29年4月1日に予定していた消費税率10%への引上げ時期が、平成31年10月1日に変更されたことに伴い、次の内容を改正するもの。

(1) 第1条 南相馬市税条例の一部改正（施行日：平成29年4月1日）

住宅ローン減税の延長（附則第7条の3の2関係）

個人住民税における住宅ローン減税措置の適用期限を、平成33年12月31日まで2年半延長するもの。

軽自動車のグリーン化特例の延長（附則第16条関係）

平成28年度に限り適用されていたグリーン化特例（軽課）の措置を1年間延長するもの。

グリーン化特例(軽課)とは、燃費性能等に優れた自動車の税率を軽減する特例措置。

平成29年度分については、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに初めて車両番号の指定を受けた下記の車両が対象。

グリーン化特例の対象車及び税率

対象車	税率
・電気自動車等	税率の概ね75%軽減
・平成32年度燃料費基準+20%達成（軽乗用車） ・平成27年度燃料費基準+35%達成（軽貨物車）	税率の概ね50%軽減
・平成32年度燃料費基準達成（軽乗用車） ・平成27年度燃料費基準+15%達成（軽貨物車）	税率の概ね25%軽減

軽課を適用した場合の税率(例)

車種区分	標準税率	軽 課		
		25%軽減	50%軽減	75%軽減
軽4輪の自家用乗用車	10,800円	8,100円	5,400円	2,700円

(2) 第2条 南相馬市税条例の一部改正（施行日：平成31年10月1日）

法人税割の改正（第34条の4関係）

平成28年度税制改正において、地域間の財政力格差を縮小するために、法人市民税の法人税割の税率を引き下げるとともに、国税である地方法人税率を4.4% 10.3%に引き上げる措置が講じられたが、その実施時期は消費税率10%引上げの時期とされていた。

今回、消費税率引上げ時期が平成31年10月1日に延長されたことから、所要の改正を行うもの。

区 分	平成31年 10月1日以降 【改正後】	平成26年10月1日~ 平成31年9月30日 【改正前】	増減
法人住民税 (市税)	6.0% ← 7.2% ← (標準税率 6.0%) (制限税率 8.4%)	9.7% ¹ 10.9% ² (標準税率 9.7%) (制限税率 12.1%)	3.7%減
(参考)法人住民税(県税)	1.0%	3.2%	2.2%減
(参考)地方法人税(国税)	10.3%	4.4%	5.9%増

1 資本金等の額が10億円以下の法人

2 資本金等の額が10億円を超える法人

車体課税の見直し（第81条など）

平成28年度税制改正において、自動車取得税は消費税率10%引き上げ時に廃止されるとともに、自動車税（県税）と軽自動車税に環境性能割が創設され、また従来の「軽自動車税」が「種別割」に変更されたことから改正するもの。

環境性能割導入前後の自動車税・軽自動車税の法体系

< 現行制度 >

自動車取得税(取得に対する課税)
自動車税(所有に対する課税)

消費税
10%時
廃止

< 平成31年10月 ~ >

自動車税	環境性能割(取得に対する課税)
	種別割(所有に対する課税)

自動車税の環境性能割については、その税収から徴税費を控除した額の65%を県から市へ交付。

自動車取得税(取得に対する課税)
軽自動車税(所有に対する課税)

消費税
10%時
廃止

軽自動車税	環境性能割(取得に対する課税)
	種別割(所有に対する課税)

軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、県が賦課徴収し、全額を市に振り込む。市は徴取金の5%を徴収事務費として県へ払い込む。

環境性能割における税率等

< 乗用車 >

区 分		税率		
		自家用		営業用
		登録車(注1)	軽自動車	
電気自動車等		非課税	非課税	非課税
ガソリン車、 ガソリンハ イブリッド 車(注2)	平成 32 年度燃費基準 + 10%達成車			
	平成 32 年度燃費基準達成車	1.0%	1.0%	0.5%
	平成 27 年度燃費基準 + 10%達成車	2.0%	2.0%	1.0%
上記以外の車		3.0%		2.0%

< 軽量車 > 車両総重量 2.5t 以下のバス又はトラック

区 分		税率		
		自家用		営業用
		登録車(注1)	軽自動車	
電気自動車等		非課税	非課税	非課税
ガソリン車、 ガソリンハ イブリッド 車(注2)	平成 27 年度燃費基準 + 20%達成車			
	平成 27 年度燃費基準 + 15%達成車達成車	1.0%	1.0%	0.5%
	平成 27 年度燃費基準 + 10%達成車	2.0%	2.0%	1.0%
上記以外の車		3.0%		2.0%

注1 登録車とは軽自動車の規格を超える大きさの自動車。国土交通省の運輸支局、自動車検査登録事務所に登録した車をいう。

注2 電気自動車等を除くガソリン車・ハイブリット車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車()に限る。

議案第 8 号	南相馬市東日本大震災等による被災者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例制定について
---------	--

【趣旨】

東日本大震災等による被災者に対する平成 29 年度の国民健康保険税及び介護保険料の負担軽減を図るため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 国民健康保険税の減免（第 3 条関係）及び介護保険料の減免（第 4 条関係）

区 分	減免適用年・月	
	改正後	改正前
避難指示等対象地域及び上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等 1	平成 29 年 4 月 ～平成 30 年 3 月	平成 28 年 4 月 ～平成 29 年 3 月
平成 28 年度中に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等(南相馬市、葛尾村、川内村、飯館村、川俣町の一部)の上位所得層 2	平成 29 年 4 月 ～平成 29 年 9 月	平成 28 年 4 月 ～平成 29 年 3 月
避難指示等対象地域以外の被災区域 3	平成 29 年 4 月 ～平成 30 年 3 月	平成 28 年 4 月 ～平成 29 年 3 月
上記 以外の地域	減免なし	減免なし

1 旧緊急時避難準備区域等とは、旧緊急時避難準備区域と既に指定が解除された特定避難勧奨地点（南相馬市を含む。）指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（H26 解除：田村市及び川内村の一部、H27 解除：檜葉町の一部、H28 解除：南相馬市、葛尾村、川内村、飯館村、川俣町の一部）の区域

2 上位所得層

【国保】 高額療養費算定基準所得額の世帯合算額が 600 万円を超える世帯

【介護】 高額療養費の上位所得の判定基準を参考に設定

被保険者個人の合計所得金額 633 万円以上を基準

3 の上位所得層のうち、 の減免基準（家屋の全半壊等）の対象となる場合は、 に移行して減免となる。

参考：保険税（料）対象者及び減免額等

区 分	国民健康保険税		介護保険料	
	避難指示等対象 地域及び上位所 得層を除く旧緊 急時避難準備区 域等	対象人数	16,170 人	対象人数
	減免額	1,377,316,000 円	減免額	1,194,237,800 円
	減免額の 費用負担	災害臨時特例補助金(6/10) 826,390,000 円	減免額の 費用負担	災害臨時特例補助金(8/10) 955,390,240 円
		特別調整交付金(4/10) 550,926,000 円		特別調整交付金(2/10) 238,847,560 円
平成 28 年度中 に指定が解除さ れた旧避難指示 解除準備区域等 の上位所得層	対象人数	平成 29 年 6 月ごろ 判明	対象人数	平成 29 年 6 月ごろ 判明
避難指示等対象 地域以外の被災 区域の被保険者	対象人数	715 人	対象人数	383 人
	減免額	60,902,000 円	減免額	23,944,650 円
	減免額の 費用負担	特別調整交付金(8/10) 48,722,000 円	減免額の 費用負担	特別調整交付金(8/10) 19,155,720 円
		県負担(1/10) 6,090,000 円 市負担(1/10) 6,090,000 円		市負担(2/10) 4,788,930 円

2 施行日 平成 29 年 4 月 1 日

議案第9号	南相馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定 について
--------------	---

【趣旨】

国民健康保険税の算出方式を変更するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

国民健康保険税は、応能割（所得割、資産割）及び応益割（被保険者均等割、世帯別平等割）を合算して算出しているが、次の理由により応能割のうち、資産割を廃止するもの。

【資産割廃止の主な理由】

- ・平成30年度の国保の広域化に向けた環境整備（県内13市のうち10市は廃止）
- ・市外に資産を保有する場合は、国保税に反映されない。

改正後		改正前	
応能割	所得割（前年の所得に基づき）	応能割	所得割（前年の所得に基づき）
			資産割（当該年度の固定資産税額に基づき）
応益割	均等割（被保険者一人につき定額）	応益割	均等割（被保険者一人につき定額）
	平等割（一世帯につき定額）		平等割（一世帯につき定額）

2 施行日 平成29年4月1日

議案第10号	南相馬市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
---------------	-----------------------------------

【趣旨】

第6期介護保険事業計画に基づく平成29年度分の介護保険料の負担軽減を図るため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

- (1) 保険料負担額の軽減（附則第6項関係）

平成29年度における介護保険料について、減免等の対象とならない者に対し、第4期保険料と同額になるよう軽減措置を設ける。

保険料段階別の保険料金額及び基準額に対する割合

段 階	(対 象 者)	基準額に 対する 割合	第6期 保険料	(参考) 第5期 保険料	(参考) 第4期 保険料
第1段階	生活保護を受けている人 世帯全員が市民税非課税で 老齢福祉年金を受けている人 世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80 万円以下の人	基準額 × 0.50	2,831 円	2,361 円	1,550 円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の本人の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80 万円超 120 万円以下の人	基準額 × 0.75	4,246 円	2,975 円	第5期 新 設
第3段階	世帯全員が市民税非課税であって、前年の本人の合計所得金額 + 課税年金収入額が 120 万円超の人	基準額 × 0.75	4,246 円	3,542 円	2,325 円
第4段階	本人が市民税非課税の人であって、(世帯内に市民税課税者がいる場合)前年の本人の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80 万円以下の人	基準額 × 0.90	5,095 円	3,919 円	2,573 円
第5段階 (基準)	本人が市民税非課税の人であって、(世帯内に市民税課税者がいる場合)前年の本人の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80 万円超の人	基準額 × 1.00	5,662 円	4,722 円	3,100 円
第6段階	ア 本人が市民税課税で合計所得金額が 120 万円未満の人 イ 本人が要保護者であって、当該段階の額の適用により非保護者となるもの	基準額 × 1.20	6,794 円	5,100 円	3,348 円
第7段階	ア 本人が市民税課税で合計所得金額が 120 万円以上 190 万円未満の人 イ 本人が要保護者であって、当該段階の額の適用により非保護者となるもの	基準額 × 1.30	7,360 円	5,903 円	3,875 円
第8段階	ア 本人が市民税課税で合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満の人 イ 本人が要保護者であって、当該段階の額の適用により非保護者となるもの	基準額 × 1.50	8,493 円	7,083 円	4,650 円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 290 万円以上の人	基準額 × 1.70	9,625 円	8,264 円	5,425 円

2 施行日 公布の日

議案第 1 1 号 南相馬市就業等人材確保住宅条例制定について

【趣旨】

市内事業者等が雇用する者を入居させる就業人材確保住宅の設置及び管理に関する事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 制定の概要

定める項目	条	内 容			
名称等	第 3 条	名 称	位 置	住戸数	間取り
		就業等人材確保住宅（三島町）	南相馬市原町区 三島町二丁目 3 3 番地	14 戸	1 K
		就業等人材確保住宅（東町）	南相馬市原町区東町二丁目 8 6 番地の 3	10 戸	1 K
施設の管理	第 5 条	就業等人材確保住宅は、市長が管理する。			
利用の許可	第 6 条	<ul style="list-style-type: none"> ・就業等人材確保住宅を利用しようとする事業者は、あらかじめ利用の許可を受けなければならない。 ・市長は、優先利用資格認定事業者 1 に優先的に利用の許可をすることができる。 ・優先的に利用の許可をしてもなお住戸に空きがある場合は、一般利用資格認定事業者 2 に利用を許可することができる。 <p>1 優先利用資格認定事業者 次のいずれかに該当する事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本標準産業分類に定める大分類「教育、学習支援業」又は「医療、福祉教育」に該当する事業者 ・市内の警戒区域が解除された区域で事業を行う事業者 ・南相馬市企業立地促進条例の奨励措置の対象者 <p>2 一般利用資格認定事業者 優先利用資格認定事業者以外の事業者</p>			
利用許可の制限	第 7 条	<p>次にいずれかに該当するときは、就業等人材確保住宅の利用を許可しない。</p> <p>次のいずれにも該当しない者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険適用事業者で、所在地が市内にあるもの ・市外に所在地がある雇用保険適用事業者であって、1 年以内に支店等を市内に設置するもの ・市内において事業を行う国、地方公共団体等又は公共的事 			

		<p>業を行う法人</p> <p>市町村税を滞納している事業者</p> <p>営業に関し法令上必要とする資格を有しない事業者又は契約を締結する行為能力を有しない事業者</p> <p>破産手続の開始の決定を受け、復権をしていない事業者</p> <p>暴力団員等が所有又は経営若しくは事業に係る事業者</p> <p>公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>施設等を損傷又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>その他管理上支障があるとき。</p>
許可の取消し等	第9条	<p>次のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は利用を制限することができる。</p> <p>利用の許可の制限に該当するとき。</p> <p>この施設の利用の範囲と異なる利用が判明したとき、又は利用条件を遵守しなかったとき。</p> <p>偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。</p> <p>法令、条例等に違反しているとき。</p>
利用の範囲	第10条	<p>利用事業者は、就業等人材確保住宅をその者が雇用する者の住宅として利用しなければならない。</p>
利用期間	第11条	<p>利用を許可できる期間は、1年以内又は許可を受けた日の属する年度の年度末まで。ただし、延長の申請があったときは、2年を超えない範囲で延長することができる。</p>
使用料	第13条	<p>1住戸 月額45,000円</p>
減免又は徴収猶予	第14条	<p>市長は、特別な事情があると認めるときは、使用料を減額し、若しくは免除し、又は徴収猶予をすることができる。</p>
費用負担	第15条	<p>施設等の利用により生じる次の費用は、利用事業者の負担とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気、ガス、水道及び下水道の使用料 ・汚物及びごみの処理に要する費用 ・その他市長が指定する費用
利用契約の締結	第22条	<p>市と利用事業者は、就業等人材確保住宅の利用に関する契約を締結し、契約の中で利用に関し必要な事項を定める。</p>

2 施行日 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める。

議案第 1 2 号 南相馬市帰還支援一時宿泊所条例を廃止する条例制定について

【趣旨】

公の施設である帰還支援一時宿泊所を廃止するため、条例を制定するもの。

【主な内容】

1 廃止の理由

帰還支援一時宿泊所は、遠方の避難者が市内で生活再建をするに当たり、一時的な拠点とするため原町区に設置したが、避難指示区域解除以降利用者が減少したことから、廃止するもの。

なお、帰還準備に向けた一時宿泊施設については、引き続き、帰還準備旅館宿泊支援事業において小高区の旅館を使用するものである。

2 施行日 平成 2 9 年 4 月 1 日

議案第 1 3 号 南相馬市農村公園設置条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

農村公園のうち、東日本大震災の津波により流失した浦尻農村公園及び南海老農村公園を廃止するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

廃止する公園

名 称	位 置
浦尻農村公園	南相馬市小高区浦尻字町 1 1 4 番地の 2
南海老農村公園	南相馬市鹿島区南海老字中谷地 8 9 番地

2 施行日 公布の日

議案第 1 4 号	南相馬市高齢者等に対する肉用雌牛貸付基金条例及び南相馬市高齢者等に対する肉用雌牛貸付条例を廃止する条例制定について
------------------	--

【趣旨】

平成 1 8 年度以降肉用雌牛の借受申請及借受要望が無いことから、条例を廃止するもの。

【主な内容】

1 廃止の理由

- ・南相馬市高齢者等に対する肉用雌牛貸付条例に基づく貸付けは、平成 1 8 年度以降案件が無い。
- ・条例に基づく貸付期間が全て満了し、全ての借受者から譲渡費用の納入を受けている。
- ・農家の牛の導入にあたっては、国及び県の補助制度及び制度資金があり、これを活用することで、本貸付制度の代替え措置が可能である。

以上のことから廃止するもの。

2 施行日 平成 2 9 年 4 月 1 日

議案第 1 5 号	南相馬市消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
------------------	---

【趣旨】

消防団員の報酬を引き上げるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

(1) 報酬引上げの理由

震災以降、消防団員の活動の重要性が増す一方、消防団員数が減少傾向にあることから、消防団員の待遇を改善するため報酬を引き上げるもの。

(2) 報酬引上げ内容

改正後		改正前	
年額	2 7 , 0 0 0 円	年額	2 5 , 0 0 0 円

2 施行日 平成 2 9 年 4 月 1 日

補正予算関係

- 議案第16号 平成28年度南相馬市一般会計補正予算について
- 議案第17号 平成28年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第18号 平成28年度南相馬市介護保険特別会計補正予算について
- 議案第19号 平成28年度南相馬市育英資金貸付特別会計補正予算について
- 議案第20号 平成28年度南相馬市簡易水道事業特別会計補正予算について
- 議案第21号 平成28年度南相馬市亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計補正予算について
- 議案第22号 平成28年度南相馬市農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 議案第23号 平成28年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計補正予算について
- 議案第24号 平成28年度南相馬市太田財産区特別会計補正予算について
- 議案第25号 平成28年度南相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第26号 平成28年度南相馬市宅地造成事業特別会計補正予算について
- 議案第27号 平成28年度南相馬市水道事業会計補正予算について
- 議案第28号 平成28年度南相馬市病院事業会計補正予算について
- 議案第29号 平成28年度南相馬市工業用水道事業会計補正予算について
- 議案第30号 平成28年度南相馬市下水道事業会計補正予算について

当初予算関係

- 議案第31号 平成29年度南相馬市一般会計予算について
- 議案第32号 平成29年度南相馬市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第33号 平成29年度南相馬市介護保険特別会計予算について
- 議案第34号 平成29年度南相馬市育英資金貸付特別会計予算について

- 議案第 35 号 平成 29 年度南相馬市簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第 36 号 平成 29 年度南相馬市介護サービス事業特別会計予算について
- 議案第 37 号 平成 29 年度南相馬市亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計予算について
- 議案第 38 号 平成 29 年度南相馬市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第 39 号 平成 29 年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計予算について
- 議案第 40 号 平成 29 年度南相馬市太田財産区特別会計予算について
- 議案第 41 号 平成 29 年度南相馬市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 42 号 平成 29 年度南相馬市宅地造成事業特別会計予算について
- 議案第 43 号 平成 29 年度南相馬市水道事業会計予算について
- 議案第 44 号 平成 29 年度南相馬市病院事業会計予算について
- 議案第 45 号 平成 29 年度南相馬市工業用水道事業会計予算について
- 議案第 46 号 平成 29 年度南相馬市下水道事業会計予算について

その他

議案第47号 工事請負変更契約の締結について

【趣旨】

平成27年第6回南相馬市議会臨時会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主要内容】

契約の目的	南相馬市大型園芸施設整備事業（鹿島区南海老）造成工事	
契約の相手方	南相馬市鹿島区岡和田字沢田88番地 後藤建設工業株式会社	
施工場所	南相馬市鹿島区南海老地内	
契約金額	変更前	284,796,000円
	変更後	305,976,960円
	増額する額	21,180,960円

主な変更内容

内 容			
施設の管理上必要となった次の工事等を追加するもの。			
区 分	変更後	変更前	増 減
【土工】 法面防草シート追加	A = 380 m ²	A = 0 m ²	380 m ² 増
【道路工】 ・敷地内舗装追加 ・敷地内敷き砂利追加	A = 6,778 m ² A = 10,444 m ²	A = 5,727.1 m ² A = 2,700 m ²	1,050.9 m ² 増 7,744 m ² 増

議案第48号 工事請負変更契約の締結について

【趣旨】

平成27年第7回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的	過年発生公共災害復旧事業都市公園施設土木施設（北泉海浜総合公園）工事	
契約の相手方	南相馬市原町区錦町一丁目1番地 関場・那須 復旧復興建設工事共同企業体	
施工場所	南相馬市原町区北泉字地蔵堂地内	
契約金額	変更前	500,040,000円
	変更後	707,571,720円
	増額する額	207,531,720円

主な変更内容

	項目	内容
(1)	敷地造成工の変更	<p>県が施工中の海岸防潮堤が嵩上げされたことに伴い、隣接している北泉海浜総合公園の造成の高さを海岸防潮堤に摺り付ける事が必要となり不足土が生じたため、土工一式を追加し変更するもの。</p> <p>【主な変更内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土工（搬入土） 32,000m³ ・土工（購入土） 2,000m³
(2)	工期の変更	平成29年3月31日から平成29年10月31日に変更するもの。

議案第49号 工事請負変更契約の締結について

【趣旨】

平成27年第7回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的	社会資本整備総合交付金事業（復興）河川改修（準用河川北原川）工事	
契約の相手方	南相馬市原町区東町三丁目41番地 東北建設株式会社	
施工場所	南相馬市原町区萱浜字東蔵前地内外	
契約金額	変更前	453,600,000円
	変更後	467,997,480円
	増額する額	14,397,480円

主な変更内容

項目	内容		
(1) 河川土工の変更	河床掘削土を築堤盛土へ転用予定であったが、掘削材の状況が良好でなかったため、築堤盛土への転用分を購入土に変更するもの。		
	区分	変更後	変更前
	購入土	$V = 28,879.5 \text{ m}^3$	$V = 11,823.4 \text{ m}^3$
			増減
			$17,056.1 \text{ m}^3$ 増

議案第50号 工事請負変更契約の締結について

【趣旨】

平成28年第1回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的	過年発生公共災害復旧事業（北泉海浜総合公園）建築主体工事	
契約の相手方	南相馬市原町区錦町一丁目1番地 関場建設株式会社	
施工場所	南相馬市原町区北泉字地蔵堂地内	
契約金額	変更前	261,360,000円
	変更後	313,779,960円
	増額する額	52,419,960円

主な変更内容

	項目	内容
(1)	仮設工事の変更	地盤が想定より弱いことが判明したため、仮設敷鉄板を追加するもの。 ・仮設鉄板敷 $A = 1,494 \text{ m}^2$
(2)	杭工事の変更	試験杭施工の結果、想定支持地盤で支持力が足りず、杭長を変更するもの。
(3)	工期の変更	平成29年3月31日から平成29年9月29日に変更するもの。

議案第 5 1 号 工事請負契約の締結について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的	広域消防鹿島分署建設建築主体工事
施工場所	南相馬市鹿島区江垂字大六天地内
契約の金額	264,600,000円
工期	契約締結日から平成29年11月22日まで
契約の方法	制限付き一般競争入札
契約の相手方	南相馬市鹿島区岡和田字沢田88番地 後藤建設工業株式会社

議案第 5 2 号 工事請負契約の締結について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的	南相馬市防災備蓄倉庫整備事業建築主体工事
施工場所	南相馬市原町区萱浜字巢掛場内
契約の金額	209,520,000円
工期	契約締結日から平成29年12月15日まで
契約の方法	制限付き一般競争入札
契約の相手方	南相馬市原町区大町三丁目30番地 石川建設工業株式会社

議案第 5 3 号 損害賠償の額の決定及び和解について

【趣旨】

秘匿情報の漏えいにより損害を与えた相手方に対し、損害賠償の額の賠償及び和解をするため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により議会の議決を求めるもの。

【概要及び損害賠償の額】

平成 2 7 年 1 月 2 2 日、平成 2 7 年度個人積算線量測定の手続き書・同意書を各世帯宛てに送付した際、送付書類の中に記載すべきでない秘匿情報（配偶者間・家庭内暴力の被害者の避難先住所）を誤って記載し、配偶者間・家庭内暴力の加害者（世帯主）に、配偶者間・家庭内暴力の被害を受けている家族員（相手方）の避難先住所を送付してしまい、相手方に精神的苦痛を与えたものである。

相手方が、平成 2 8 年 1 2 月 2 4 日に転居先を退去したことから、平成 2 8 年 5 月 1 日から平成 2 8 年 1 2 月 3 1 日までの賃料を賠償するもの。

損害賠償の額は、6 7 4 , 8 0 0 円とし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、争訟等を行わないことで和解する。

なお、平成 2 7 年 6 月分から平成 2 8 年 4 月分までの賃料、慰謝料等については、平成 2 8 年 3 月 1 1 日付けで和解し、賠償は終了している（平成 2 8 年 3 月議会承認）。

議案第 5 4 号 市道路線の認定、変更及び廃止について

【趣旨】

道路法第 8 条第 2 項及び第 1 0 条第 3 項の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

1 概要

宅地造成事業、県営復興公営住宅整備事業、防災林整備事業、海岸堤防災害復旧事業等に伴い、市道路線の認定、変更及び廃止をするもの。

（ 1 ）認定

鹿島区	4 路線	L =	4 1 7 . 9 m
原町区	1 1 路線	L = 2 ,	0 1 0 . 1 m
計	1 5 路線	L = 2 ,	4 2 8 . 0 m

（ 2 ）変更

小高区	2 路線	L =	2 2 4 . 3 m
原町区	2 路線	L =	8 2 . 7 m
計	4 路線	L =	3 0 7 . 0 m

（ 3 ）廃止

小高区	2路線	L =	359.8m
原町区	2路線	L =	496.9m
計	4路線	L =	856.7m

【主な内容】

小高区

内容	路線名	総延長	幅員
変更路線	変更前	釜ノ上1号線	448.6m
	変更後		188.3m
	変更前	村上館腰線	538.0m
	変更後		574.0m
廃止路線	釜ノ上2号線	159.8m	2.4m ~ 5.6m
	釜ノ上4号線	200.0m	1.6m ~ 5.0m

鹿島区

内容	路線名	総延長	幅員
認定路線	中456号線	130.0m	6.0m
	中457号線	121.0m	6.0m
	中458号線	32.0m	6.0m
	西139号線	134.9m	4.0m

原町区

内容	路線名	総延長	幅員
認定路線	石神11号線	108.9m	6.0m
	辻内住宅団地1号線	240.6m	6.0m
	辻内住宅団地2号線	237.5m	6.0m
	大木戸住宅団地1号線	340.6m	7.5m
	大木戸住宅団地2号線	638.4m	6.0m
	大木戸住宅団地3号線	137.5m	6.0m
	大木戸住宅団地4号線	103.3m	6.0m
	大木戸住宅団地5号線	37.4m	3.0m
	大木戸住宅団地6号線	45.0m	3.0m
	大木戸住宅団地7号線	30.0m	3.0m
	本陣前18号線	90.9m	6.0m
変更路線	変更前	北原南萱浜線	2,902.6m
	変更後		2,877.9m
	変更前	小沢海岸線	971.1m
	変更後		913.1m
廃止路線	丸山線	233.6m	2.3m ~ 4.2m
	小沢3号線	263.3m	3.9m ~ 6.7m

報告第1号 専決処分の報告について**【趣旨】**

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの。

【専決第1号 損害賠償の額の決定及び和解について 平成29年2月9日専決】

1 損害を賠償し和解する相手方の住所及び氏名

2 損害賠償の額

223,726円

(うち保険等により補てんされる額	223,726円
	市が自ら負担する額	円

3 損害賠償の理由及び和解の内容

平成28年11月1日午前11時55分頃、原町区本町一丁目73番地の1地内の主要地方道原町二本松線と市道本町南町線との交差点において、公用バスが市道から主要地方道へ右折しながら進入した際に、公用バス前方左側バンパーが二本松方面に走行していた相手方車両の右前ドア部分に接触したものである。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、争訟等を行わないことで和解する。